

お客さま各位

株式会社 東和銀行

東和の新総合口座「カタクリのはな」定期預金の 上乗せ金利の引き下げ等について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では令和3年8月2日より、東和の新総合口座「カタクリのはな」定期預金の上乗せ金利を、下記のとおり引き下げさせていただくことといたしましたので、お知らせいたします。

また、新たに東和の新総合口座「カタクリのはな」規定を新設いたしますので、お知らせいたします。

当行は今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 東和の新総合口座「カタクリのはな」定期預金の上乗せ金利の引き下げ

預入金額	現行	引き下げ後
300万円以上 500万円未満	店頭表示利率 + 0.03%	店頭表示利率 + 0.003%
500万円以上 1,000万円未満	店頭表示利率 + 0.04%	店頭表示利率 + 0.004%
1,000万円以上	店頭表示利率 + 0.05%	店頭表示利率 + 0.005%

* 実施日以降に「カタクリのはな定期預金」を新たにお預け入れいただく時、ならびにすでにお預け入れいただいている場合は、実施日以降に自動継続する時に引き下げ後の金利が適用されます。

2. 東和の新総合口座「カタクリのはな」規定の新設

新たに東和の新総合口座「カタクリのはな」規定を新設いたします。

詳細は次ページ以降をご覧ください。

3. 改定日

令和3年8月2日（月）

以上

東和の新総合口座「カタクリのはな」規定

東和の新総合口座「カタクリのはな」（以下、「本サービス」といいます。）は、お客さまのお取引内容に応じて、手数料の優遇、預金金利の優遇などの特典が受けられるサービスです。

第1条 対象

総合口座をお持ちの個人のお客さまを対象とします。

第2条 本サービス開始時期および適用期間

本サービスの開始時期は、当行所定の申込手続きをされ本サービスの登録が完了したときからとします。

登録後の適用期間は、毎月20日を判定基準日としてお取引条件を満たしているかを判定し、判定基準日の属する月の翌々月1日から末日までとします。

第3条 お取引条件

次のいずれかのお取引を総合口座にご指定いただいている個人のお客さまおよび当行が定める条件を満たす個人のお客さまを本サービスの対象者とします。

（1）給与振込口座

お客様の通帳摘要欄に「給与振込」と表示される場合に限りま

す。お客様の給与振込が勤務先名で振り込まれている場合は、本サービスのお取引条件となりません。

（2）公的年金振込口座

企業年金等は、本サービスのお取引条件となりません。

（3）住宅ローンのご利用

総合口座と同じ支店で住宅ローンをご利用の場合に限りま

（4）自動支払を以下のうちから3項目以上

【電気・電話（各電話会社・各携帯電話会社）・水道・ガス・NHK・クレジット】

「電気」は「東京電力」を前提としています。「東京電力」から他の電力契約先に変更された場合は、本サービスのお取引条件となりません。また、電気等の公共料金をクレジットにてお支払の場合、「クレジット」とみなします。

（5）その他当行が定める条件

第4条 本サービスの特典

1. A T M手数料（入出金）

東和銀行A T Mの時間外手数料および他行A T MおよびコンビニA T Mの利用手数料を、毎月10回まで110円（税込）を割引します。

お取引の時間帯	規定額	割引後の手数料
110 円の時間帯	110 円	0 円 (110 円割引)
220 円の時間帯	220 円	110 円 (110 円割引)

2. A T M振替振入手数料

東和銀行 A T Mでキャッシュカードによる振替振入をご利用の場合、規定額から 50 円 (税込) を割引します。

3. 普通預金

店頭表示利率に当行所定の利率を上乗せします。

ただし、新総合口座「カタクリのはな」の普通預金を「決済用普通預金」とした場合、普通預金にお利息はつきません。

4. 定期預金

店頭表示利率に当行所定の利率を上乗せします

なお、各種定期預金の金利優遇は重複して適用されません。

第5条 本サービスの解除

1. 判定基準日において第3条のお取引条件を満たさなくなった場合、判定基準日の属する月の翌月末をもって本サービスの登録を解除させていただきます。登録解除後は特典を受けられなくなります。
2. 本サービスの登録解除にあたり、届出の氏名、住所あてに案内を郵送します。案内が延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
3. 本サービスの登録解除後に第3条のお取引条件を満たした場合でも、本サービスの登録は自動的に行われませんので、本サービスの特典を受けるためには再度当行所定の申込手続きが必要となります。

第6条 本サービスの特典の変更・中止

1. 当行は、事前の通知することなく本サービスの特典を任意に変更・中止できるものとします。その場合、当行ホームページ等にてお知らせし、個別の通知は行いません。
2. この変更・中止によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第7条 規定の改定

1. この規定の各条項その他の条件は、民法 548 条の 4 の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表または店頭へのポスター掲出等その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上